

なかとんべつ 町議会だより

Volume

175

平成24年1月25日発行



人数は少ないけれど、新しいまちづくり、国づくりは私たちに任せて！

第4回定例会・第5回・第1回臨時会結果	3
私たちの一般質問	4
議案のあらまし・主な質疑	11
いきいきふるさと常任委員会だより	12
議決権の拡大・ジオパーク先進地視察報告	14
議会の動き・あとかぎ	20

サレデー議会で6議員が一般質問
議員立法で総合計画の策定等に関する条例成立！

発行 中頓別町議会
編集 議会広報編集特別委員会
お問合せ／北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
tel (01634) 6-2244 (直通) / fax 6-1155

いきいきふるさと常任委員会提出！ 「中頓別町総合計画の策定等に関する条例」成立

第4回 定例会



平成23年第4回定例会が、12月18日から19日まで2日間の会期で開かれました。

サンデー議会（18日）冒頭の行政報告で野邑町長は、これまでの議員の一般質問への取り組み状況を報告。

少子化や若年層の流出による人口減少が続く本町の課題と、持続可能なまちづくりに向けた人口対策を検討するため「中頓別町人口問題懇話会」（構成団体：町商工会・町農業協同組合・森林組合・建設協会・南宗谷福祉会・中頓別町及び教育委員会）を10月13日に設置したこと、町職員の不祥事に対する綱紀粛正の一環として、被害者等のプライバシーに配慮しつつも、職員を戒告以上の処分に処した場合、報道機関、広報、ホームページで速やかに公表する基準が新たに設けられました。

一般質問では、6名の議員が、本町が抱える諸課題について、町長の所見を質しました。

一般質問の様子は、役場ロビーと町民センターに配信され、延べ4名の町民がテレビの前で論戦に耳を傾けました。

2日目の19日は、町長から提案された町税条例等の一部改正をはじめ、一般会計補正予算案ほか4会計補正予算案を可決。任期満了に伴う公平委員会委員の選任に原案どおり同意しました。

日程の最後に、議会の議決権の拡大を図るため、いきいきふるさと常任委員会から発議された「中頓別町総合計画の策定等に関する条例」、「環太平洋経済連携協定（TPP）に反対する意見書」を全会一致で可決し、閉会しました。

除雪体制の充実、エゾシカ対策、介護保険料の引下げ
次期総合計画の取り組み状況、ジオパーク認定の見通し
予防接種医療機関の指定拡大など、6議員が一般質問

平成24年第1回臨時会 監査委員に三浦さんを選任！

第1回臨時会が、平成24年1月17日に招集され、町長から提案された同意案件等2件を原案どおり可決しました。

監査委員は、地方自治法上、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業のその他行政運営に関し優れた識見を有する者から、町長が議会の同意を得て選任することになっています。

同意第1号 中頓別町監査委員の選任同意では、三浦義一さん（字中頓別・69歳）の選任に同意。

また、議案第1号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更（教員住宅2戸）も原案どおり可決されました。

平成23年第5回臨時会 職員給与改正条例賛成多数で可決！

第5回臨時会が、平成23年11月28日に招集され、町長から提案された議案第58号 職員給与条例の一部改正議案を原案どおり可決。

この改正は、今年度の人事院勧告に伴い、町職員給与を平均で0.23%引下げるものです。下げ幅は、50歳台を中心に、40歳台以上で大きく、若年・中堅層では、これまで抑制されてきた昇給を回復する内容となっています。これにより全体で69万円の町費が削減されます。

また、国家公務員では、人事院勧告が見送られ、震災復興財源をひねり出すため、一般職の給与を7.8%引下げる特例法案が国会に提出されており、野呂町長は、審議の行方次第では、国から地方公務員にも同様の削減を求められる可能性を示唆。採決を前に討論が行われ、国家公務員に適用される人事院勧告は本町の民間給与の実態になじまず、町財政が財政健全化の途上にあること、引下げで捻出される財源が少ないなどの反対討論がありました。賛成多数で原案どおり可決されました。

第4回定例会で 決まりました



議決結果の一覧

○議案第59号	中頓別町税条例等の一部を改正する条例
○議案第60号	平成23年度一般会計補正予算
○議案第61号	平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算
○議案第62号	平成23年度国民健康保険病院事業会計補正予算
○議案第63号	平成23年度下水道事業特別会計補正予算
○議案第64号	平成23年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算
○議案第8号	中頓別町総合計画の策定等に関する条例（制定）
○議案第9号	環太平洋経済連携協定に反対する意見書
○同意第4号	中頓別町公平委員会委員の選任同意

前副議長 藤田首健さん逝去



前副議長・藤田首健（ふじた・しゅけん）さんが、平成23年11月14日、逝去されました。71歳でした。藤田さんは、平成19年3月から平成23年4月まで副議長を務めたほか、平成11年4月から8年にわたり、議会選出の監査委員等を歴任。平成7年5月の初当選以来、4期16年にわたり、おだやかな人柄と真摯な態度で議員の職責を全うし、自治の発展に寄与されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



「子ども議会」の開催を

細谷久雄

ここが聞きたい、知りたい

私たちの一般質問

サンデー議会として開催された第4回定例会では、除雪体制の充実、予防接種医療機関の指定拡大など、6議員が一般質問を行いました。

問 子どもの目線でまちづくりを

子どもは、まちの宝であり、明日への活力の源である。また、子どもが家庭や地域のぬくもりを感じ、自然の中でのびのび遊び、学び、育っていくことは、町民の願いでもある。

将来を担う子どもたちが、町の仕事や議会の仕事を学ぶことで、まちづくりに対する関心を高めてもらうよう、社会教育の一環として「子ども議会」を実施してはどうか。

答 米屋教育長

子どもたちが、町の仕事や議会の仕事を学んだり、子どもたちの素直な目で感じる疑問やふるさとの良さに気付きふるさとを元気にする提案をするなど、まちづくりに対する関心を高めていくことは、大変意義のあることと考える。小学校においては本年度から、中学校においても来年度から新学習指導要領の本格実施に伴い、学習項目・内容の増加により授業時数が増加する。このため、教育課程編成上、授業時数の確保が大変重要になることから、学校と協議をしながら検討したい。



きめ細かな除雪で暮らしの生命線守れ

細谷久雄

問 除雪体制について

本町にとって冬の最大の悩みは除雪である。町の財政状況が厳しいことにより変りないが、街中の除雪の不備は、多くのお年寄り、町民の活動を制約しかねないし、障害者にとっても重い負担となる。

町民が安全・安心な生活ができるよう、また、自力で除雪ができない高齢者・障害者等への対応を見据えた抜本的な除雪対策を立てるべきではないか。

答 中原産業建設課長

本年度の除雪予算は、約3千万円。除雪の出動基準は、降雪が概ね10センチメートル以上で午前4時45分出動である。町民の方々からの問い合わせ等は毎年数件あるが、大雪時の除雪の遅れ等に関するものが多く、その都度確認や状況の説明を行なう等、ご理解いただくよう努めている。

答 石川保健福祉課長

高齢者・障害者世帯等の除雪については、「高齢者世帯等除雪支援事業実施要綱」により毎年実施しているが、この要綱による支援の対象世帯は限定されているため、これにかかわらず町内に居住する高齢者や障害者に対し、除雪ボランティアによる支援体制が推進できないか、自治会連合会と相談したい。



地球温暖化防止のため 街の灯り変えよう

細谷久雄

答 中原産業建設課長

道路照明灯の総数は131灯。既存の道路照明灯をLED化するためには、電球だけでなく照明器具全体を交換しなければならず、1灯当り約23万円、全灯を交換した場合、約3,000万円の経費が必要になる。また、市街地は統一したデザイン照明灯としているため、その形状が変わることになる。省エネ化、維持管理費並びに二酸化炭素排出量の削減等の必要性について認識しており、今後どのような方法が可能か検討したい。

問 LED照明の積極的な導入を！

本町は、緑が豊かで二酸化炭素の排出量が少ないと言われているが、地球の一員として、その削減を考えなければならないと思う。

LEDの電気代は、電球の10分の1、蛍光灯の2分の1、寿命も蛍光灯の約4倍であり、二酸化炭素の排出量は、電球の約20分の1と環境にやさしい。

今後、本町の地球温暖化防止策を進める意味からも、省エネ・二酸化炭素削減・電球交換の負担軽減・地域の安全・安心のためにも、現在使われている道路照明灯をLED電球に取り替えるべきではないか。

ホームページで議事録などを公開しています

中頓別町のホームページ (<http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp>) で議会だより、定例会の議事録などを公開しています。町ホームページから(町の概要)→(中頓別町議会)へ進みご覧ください。

議会はみなさんの暮らし、福祉などの身近な問題を議論する大切な会議です。

議会日程や傍聴の手続き、請願・陳情などのお問合せは、Tel 6-2244 (議会事務局) へ。



町職員採用は 能力主義で公正に！

宮崎 泰宗

問 町職員（社会人枠）の募集について

就職困難の新卒者を採用せず、なぜ専門職ではない事務職を募集するのか。配置部署は決まっているか。現在の応募者は何名か。公務員は対象でなく即戦力となる民間人を募集しているのか。論文試験だけでなく、能力の優劣、合否を公正に判定するため第三者機関に依頼し学力試験も行うべきではないか。ホームページ掲載の受験資格も試験に取り入れるべきではないか。受験資格については、広報や旬報でも全て掲載するべきではないか。30歳以下で職務経歴5年以上ということを実践的職員と考える基準はあるのか。

答 遠藤総務課長

町村会試験合格者の中に当町を希望する受験者がいなかったため、社会人から事務職を募集することにした。民間経験が望ましいが公務員経験でも可である。本町役場内に該当者はいない。必要最低限のパソコン操作ができれば、資格試験のようなものまでは求めない。広報や旬報に受験資格を全て掲載しなくても問題ない。他にハローワーク、道新、日刊宗谷、地方公務員を目指す方向けの民間ホームページで掲載している。常勤職員の新規採用を再開するのが一昨年なので、年齢構成と人事異動を考え24歳から32歳の空白を埋められるよう採用し配置したい。今年度内の試験を第三者機関に依頼するのは時間的に難しい。

旧開発車庫跡地への花壇整備は必要か

宮崎 泰宗

問 国道沿いの土地利用について

旧開発車庫跡地の利用を住民の声を聴かないまま、390万円の国費でとりあえず花壇として整備したことはあまりに無計画。国道沿いの一等地であり、産業振興のための広場や町なかに人を呼び込むための駐車帯としての利用、他の施設の整備は考えなかったのか。これでは、まちづくりの推進ではなく、町が壊れてしまふ。維持管理費として税金から毎年10万円の委託料を支払うとの考えは理解できない。仮に自治会が管理できない場合、最終的な用途が決まるまで職員が直接管理すべきではないか。

町内での緊急雇用事業であったにもかかわらず、なぜ地元町民が雇用されないのか。町有地を個人的に利用することにはならないが、近隣住民が排雪等で広く利用しているなら、整備しない方がよかったのではないか。

答 小林まちづくり推進課長

管理や花の苗など、できる限り経費を抑えて維持することができないか検討する。各事業所や団体、町民の皆さんから理解と協力を得られるよう努めていきたい。

排雪等については、ほぼ今まで通り利用できると思う。憩いの場として、立ち寄り利用するだけでなく、通るだけでも目を楽しませることができるよう景観でもあと考えている。雑草が伸びて見苦しいという声もあり、今現在は花壇が適していると考え整備した。土地の将来的な用途については決まっていない。緊急雇用という本来の目的からすれば在町者が望ましかったが、今回は3名とも町外からの雇用となり、1名は2ヶ月、2名が5ヶ月で、次の仕事までのつなぎとして、期間限定の雇用となった。



町内診療所も助成医療機関に追加を！

予防接種助成医療機関の 指定は平等に！

宮崎 泰宗

【答】石川保健福祉課長

少しでも国保病院の経営を改善するため助成を限定した。助成の予算としては800名程度で用意している。日中受診が困難な方に対して、時間外で予防接種を受けられるよう国保病院と協議を進めていきたい。

【答】野邑町長

他町でも常勤医が1人減り、医師の確保が難しい中、町内医院の経営努力と信念は素晴らしく感謝している。

国保病院も診療所もどちらも大切であるが、国保病院の存続を第一に考えるため、同じ条件で助成を行うのは難しい。早期健全化団体に逆戻りさせたくないという思いを理解していただき、町費の支出削減に協力していただきたい。

【問】予防接種の助成医療機関拡大を

インフルエンザや肺炎球菌予防接種などに対する一連の補助条例が可決され助成が始まっている。町として国保病院の経営を考慮するのは当然だが、広く町民が病気にならないよう設けた制度であり、全町民の健康を保つことが重要である。

条例で助成対象となる医療機関を国保病院に限定しているため、町内の診療所では、助成が受けられないにもかかわらず、国保病院と同じ患者負担額で接種を行い、すでに108名が利用している。試算では、国保病院に与える影響額は約32万円にすぎない。診療所も助成対象医療機関に追加し、官民挙げて感染症防止に努めるべきである。住民の利便性の優先とともに、せめて町内の医療機関は分け隔てなく扱うよう年度末までに条例改正すべきである。2人目の常勤医の雇用が困難であるなら、地元で貢献されている診療所の医師を本町の常勤医と考えてはどうか。

エゾシカ駆除管内の政策に！

東海林 繁幸

【問】エゾシカの駆除対策について

第2回定例会で、「エゾシカは、今や被害でなく災害である」と答弁された。南宗谷鳥獣害担当課長会議など、管内の広域的な対応を含め、その後の取り組みを伺う。動物焼却施設の建設を検討するとしていたが、枝幸町での発酵処理試験の結果を待つての検討では、益々遅れることになる。施設内容はどうなっているか。

町内の個体数は、出産数を500頭と推定すると、捕獲目標150頭では調整できない。枝幸警察署の調査では、車両の事故件数は、1月から11月末までに、枝幸町21件、浜頓別町12件、中頓別町9件であり、道路延長からみて本町の件数は突出している。11月にハンターの協力により、一斉駆除を行ったが、一部の農家から駆除の辞退があった。町の指導に問題はなかったか。農協の対応状況はどうか。

【答】小林産業建設課参事

枝幸町、浜頓別町、猿払村、中頓別町で構成する南宗谷鳥獣害担当課長会議は、今年度3回開催され、エゾシカの残滓処分方法を協議。広域的な動物焼却施設建設のほかに、コストの安価なシステムとして、平成24年度中に枝幸町で実施される発酵処理試験の結果を見て対応を決定したい。焼却施設の建設には概算で約7千万円かかり、場所は、南宗谷衛生施設組合（浜頓別町）に併設を予定していた。次年度以降も交通事故の多発する時期を中心に一斉駆除を年2回（春秋）実施したい。

【答】野邑町長

狩猟免許の所有者を増やすため、免許取得にかかる経費の助成を考えている。農協組合長との協議では、農協も被害等を十分認識されており、その対応を町と一緒に考えていただいている。

高齢者の通院送迎は 戸口まで

本多夕紀江



介護タクシー、ハイヤーで利便性の向上を

答 柴田国保病院事務長

①国保病院の送迎は、小頓別方面に週2回（1回は豊泉兵安経由）実施中。冬の悪天候や寒さの中、外で待つのは大変であり、状況を把握し、改善したい。また、送迎範囲の拡大は、保健福祉課やまちづくり推進課と検討しており、もう少し時間をいただきたい。

答 石川保健福祉課長

②福祉ハイヤーと介護タクシー両者の協力で町民の利便性を図っている。詳しい内容を旬報等で周知したい。

答 野邑町長

③路線バスは、公共交通機関である宗谷バスを利用して利用頻度を上げなければ残せない。経費節減を図る方策も考えなければならない。戸口から戸口までの送迎のためには、ある程度の負担をお願いしなければならない。今後の総合計画の中で位置づけしながら検討を始めたい。

問 高齢者の足確保し住みよい町に！

バスの無料乗車券、福祉ハイヤー券の交付、温泉、通院の送迎等が行われているが、高齢化が一層進み、足の確保について見直しが必要ではないか。一方、天北線代替輸送確保基金が底をついたら路線バスの維持も危ぶまれる。

- ①病院の送迎車利用の際、お年寄りが厳しい天候の中、車を外で待つのは大変。リハビリ教室のように戸口から戸口までの送迎にすべきでは。また、送迎範囲の拡大も必要ではないか。
- ②福祉ハイヤー+介護タクシーの組み合わせで、利便性の向上を図れないか。
- ③生活の足の確保の観点から補助や送迎を個々の制度・車両で行わず、循環バスに統合できないか。

取りすぎ介護保険料引下げを！

本多夕紀江

問 介護保険計画策定委員に女性啓用すべき

①来年度は三年に一度の介護保険見直しの年で法律の改正、制度の見直し等が行われている。本町の介護保険給付費準備基金は、一度も取り崩されることなく2千400万円余り積まれている。介護保険は、「三年毎に介護サービスの見込量に合った保険料を設置すること」になっており、本町の保険料は、管内、全道、全国の平均よりかなり高い時期があり、取り過ぎ保険料を引下げる形で高齢者に返還すべきではないか。

- ②ニーズ調査の結果、どのような施策を重視すべきと考えているのか。
- ③介護保険計画策定委員に女性を加えるべきではないか。

答 野邑町長

①介護保険料の引下げは検討課題である。養護から特養に移る町民の数にもよるが、将来にわたり保険料を上げないで、基金から充当していく方法もある。また、現在の保険料を引下げて、基金を充当し、そして基金がなくなった場合については、介護保険料の引上げ幅が大きくなる可能性もある。どちらを選択するかは、慎重に推移を見ながら検討しなければならぬ。基金を介護保険料の引上げ、引下げ、どちらに利用するかについては、もう少し時間をいただきたい。

答 石川保健福祉課長

②口腔や運動機能の低下は年齢とともに該当者が増加しており、何らかの介護予防施策が必要になる。運動なども特に後期高齢者のために推進しなければならぬ。幾つか重なった要素もあり、勉強のための総合教室などを今後事業として展開していく必要がある。

③今回も3、4期と同じメンバーを選定しており、女性委員はいない。理由は、国の方針があまり変わっておらず、前回の計画に携わり中身を理解しているためである。



次期総合計画で現在の町並みを残せるか

総合計画がすべての行政運営の根拠

柳澤雅宏

問 計画策定の遅れはまちづくりに影響

地方自治法が改正され、総合計画（基本構想）の策定義務が撤廃されたが、まちの憲法である自治基本条例では、①議会の議決を経て総合計画を定める、②執行機関は、総合計画を政策の最上位計画と位置付け、行政運営に当たると、③執行機関が行う政策、施策及び事業は、法令の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くと義務付けている。

町は一年前に第7期総合計画（平成24年度～33年度）の策定を総合開発委員会に諮問したが、その際、具体的な方向性を示さなかったことが、遅れの原因ではないか。また、町民アンケート調査結果も報告・公表されておらず、このままでは、来年度からのまちづくりには大きな支障が出る。3月までに計画をつくると明言できるか。

答 小林まちづくり推進課長

策定作業の遅れを深くお詫びする。当初の見直し、スケジュールの甘さを反省しており、これから挽回できるように最大限努力したい。総合開発委員会には、12月中旬に町民アンケート結果、現計画の評価と新計画に向けた論点整理及び新計画の骨格案をお知らせし、来年2月までに集中的に議論を行いたい。

答 野邑町長

第7期総合計画は、平成23年度中のできるだけ早いうちに作成され、それに基づき24年度予算が提案されるといって過程を踏む。これができなければ、24年度は骨格予算になるので、できるだけ早くつくらせることをお約束する。

権限移譲生かすため独自条例の制定を！

柳澤雅宏

問 地域主権改革への対応は？

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」（第1次・第2次一括法）が成立し、都道府県から市町村への権限移譲がなされ、自治体の自主性の強化と自由度の拡大を図るための義務付け・枠付け見直しとともに条例制定権の拡大が図られることになった。

本町が対処しなければならない権限移譲項目と条例制定、改正は、それぞれ何件あるか。本町としての独自性を出すために、条例の制定時やその後の見直しは、どのような経過をたどるのか。権限移譲に伴う組織、人員配置、予算の確保等にどのように対応するのか。小規模町村では、移譲された権限を返上するしくみも必要ではないか。

答 遠藤総務課長

第1次・第2次一括法の成立に伴い、基礎自治体への権限移譲を定める法律は47本、本町で対応が必要なのは現段階で39本程度である。

条例により、省令等と異なる内容を定めることが許される場合もあるが、実情の把握が必要であり、これを行わない場合は違法となるため慎重な対応が求められる。地域の独自性を担保する上で、住民からの意見募集等を経る必要があるが、条例成立後に意見を吸い上げ、見直すことも一つの方法。今回の権限委譲の多くは都道府県、政令指定都市が対象であり、本町では、権限を返上しなければならないものはないと考える。現段階では、新しい課の設置や機構改革等は予定していない。

答 野邑町長

第1次・第2次一括法とも、平成24年4月1日施行のものが多く、1年間の経過措置、猶予期間がついている。条例制定・改正できるものから3月定例会に提案したい。

鍾乳洞はジオパーク認定の核となるか



ジオパーク継続には 専門的人材が不可欠

星川三喜男

問 ジオパーク認定の見通しは？

先般、常任委員会では、道内の先進地として遠軽町を視察。黒曜石のジオパークとして、日本ジオパーク委員会から認定を受けるまでには、学芸員の採用や合併前の旧白滝村の庁舎を「埋蔵文化財センター」として活用するなど、多くの専門的人材と多額の費用を投入している。本町でも、鍾乳洞を中心としたジオパーク認定に動いているが、認定ハードルは高くなっている。認定年度はいつになるのか。推進か撤退か、早めの判断が必要ではないか。仮に認定を受けても、その後認定を継続させるために相当な人材を手当てしなければならない。その覚悟を持っているか。これまでの費用、来年度予算額はいくらか。現在策定途中にある総合計画、実施計画に載ると判断してよいか。

答 小林まちづくり推進課長

ジオパーク構想策定の取り組みは、鍾乳洞自然ふれあい公園の利活用を一層高めて、地域の活性化につなげることが目的。必ずしも認定を受けることが前提ではなく、多額の費用投入は考えていない。構想策定には、いずれも全額道費補助で22年度約7百万円、23年度は1千1百万円。来年度予算では、担当課として1千万円を要求しており、推進する場合は、総合計画に搭載したい。これまでの調査で、現状でも創意工夫次第で認定される可能性があり、平成25年度以降の早い時期の認定をめざしたい。

答 野邑町長

ジオパークの認定にこだわらない。鍾乳洞は観光の中心施設であり、できるだけ多くの人に利用してもらいたい。ジオパークで道から職員の派遣と事業に対する交付金を2年間受けており、いま取り組みをやめることはできない。もう1年、調査研究を続けたい。学芸員の配置、設備の整備に莫大な経費がかかるなら、本町の財政状況では難しい。遠軽町と違い、本町は、観光客が車で簡単に来られる場所なので、認定が受けられるならありがたい。

不祥事は隠さず議会に報告すべき

柳澤雅宏

問 国保病院での不祥事について

国保病院での不祥事について、その事実関係と対処について伺う。

職員の不祥事を後から住民から聞いては、議員は住民の代表とは言えない。今後、すみやかに議会に報告する意思があるか。

刑事訴訟法上、公務員には犯罪の告発義務がある。これをしないことは、法律違反になるが、どのように認識しているか。

答 柴田国保病院事務長

職場内で、職員個人の現金が紛失する事件が発生した。関係者から事情聴取を行い、事実関係の確認を行ったところ、被害者には全額弁済されるとともに、加害者である職員から退職願いの提出があったため受理することで処理したが、本来、職員と同様の取り扱いをすべきであり、適切ではなかった。刑事訴訟法については、認識していなかった。

答 野邑町長

処分の有無にかかわらず、職員の不祥事については、議会への報告、情報提供など、色々な方法があると思う。議員には極力情報として提供したい。職員を処分した場合は、議会で公表せざるを得ない。

可決された議案のあらまし・主な質疑

○議案第59号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第83号）及び施行令等が、6月30日に公布・施行されたことに伴い、町税条例を改正。住民税、固定資産税、軽自動車税等の不申告（脱税）に関する過料の上限額の引上げ、寄付金控除額の適用下限額の引下げなどが主な改正内容です。（原則公布日から施行）

◇主な質疑

○本多議員
町税の不申告に対する過料の適用は、これまでであったか。過料の上限額10万円は状況により町長が定めることになるが、どのような場合か。

●遠藤総務課長

過料の適用はこれまでない。法律改正に合わせて改正したが、事案発生に応じて検討したい。

○議案第60号 平成23年度一般会計補正予算

既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億5千3百63万円を追加し、予算総額は、33億3千1百96万円に。歳出では、

鍾乳洞ジオツーリズム創出による地域力再生プロジェクト事業で予定していた新洞窟の整備先送りに伴う事業内容の調整・変更のほか、土木費の道路新設改良費で、1千5百1万円を追加。内容は、工事請負費で中頓別弥生線改良舗装整備事業を繰越明許費で次年度に行うものです。

繰出金では、下水道事業特別会計へ6千8百61万円、地域活性化基金に7千3百30万円の積立てを計上。南宗谷消防組合負担金は、3百36万円が減額されています。歳入では、普通地方交付税4千1百26万円のほか、未償還となっている医師養成費貸付金4百万円の歳入目を新設。町債として過疎対策事業債7千5百30万円、臨時財政対策債1千8百50万円を追加計上しています。

◇主な質疑

○東海林議員

新洞窟の整備費2百万円に対し、1百40万円の設計委託料は高すぎないか。

●小林まちづくり推進課長

何通りかの設計パターンに対応するためいたしかたない。

○柳澤議員

ジオパーク構想を周知するリーフレットを全町配布する予算が計上されている。ジオパークという用語を前面に出して事業を推進するのか。

●小林まちづくり推進課長

ジオパーク認定にこだわらない。基本的には、鍾乳洞を核とした地域の活性化、魅力紹介、体験型のツーリズム等の構想書になる。現段階では、ジオパークの用語は使わない。

○東海林議員

来年度のエゾシカの駆除目標はどれくらいか。

●小林産業建設課参事

2百頭規模である。

○議案第61号 平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算

既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1百29万円を追加し、予算総額は、3億2千3百46万円に。歳出では、保険給付費（出産育児一時金及び葬祭費）を追加補正。主な歳入は、繰越金、一般会計繰入金です。

○議案第62号 平成23年度国民健康保険病院事業会計補正予算

収益的収支で、給料及び手

当を減らす一方、応援医師などの賃金を増やし給与費を65万円減額。その分を旅費交通費、食料費として追加。予算の増減を伴わない変更です。

○議案第63号 平成23年度下水道事業特別会計補正予算

既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6千8百61万円を追加し、予算総額は、1億7千12万円に。内訳は、下水道施設建設時の起債の任意繰上償還です。利率の高い起債元金5千9百13万円、利子9百48万円の償還により、利子差額4百59万円を削減。財源は、全額一般会計繰入金です。

○議案第64号 平成23年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算

既定の歳入歳出予算額にそれぞれ15万円を追加し、予算総額は、2千6百52万円に。内訳は、30名分の償還金及び還付加算金に伴う補正です。

○発議第8号 中頓別町総合計画の策定等に関する条例（制定）

総合計画の定義を定めるとともに、策定や変更、追加する場合、議会の議決又は報告を必要としたほか、議会から

の意見の申出を可能にするなど、町民の代表である議員が同計画に積極的に関わることで、町民意思の反映と公正で透明性の高い行政執行をめざす条例です。（公布日から施行）

■発議者 いきいきふるさと常任委員会 委員長 星川三喜男

○発議第9号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉へ参加表明した政府に対し、道民、国民合意のないまま、関税撤廃を原則とする同協定に参加しないことを強く要望する意見書です。

■発議者 柳澤雅宏
■賛成者 細谷久雄
■提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣・経済産業大臣、農林水産大臣

○同意第4号 中頓別町公平委員会委員の選任同意

満了に伴い、新委員として、尾本導弘さん（字中頓別・66歳）の選任に同意しました。※いずれの議案も12月19日可決

いきいきふるさと 常任委員会だより



11月28日には、国の有形登録文化財・旧丹波屋旅館も視察

いきいきふるさと常任委員会では、閉会中に、幼児教育と学校教育の一元化、行政評価システムの調査のほか、緊急を要する事項として、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についての調査を実施。また、10月26日には、議決権の拡大とジオパーク認定事業について調査するため、道内の先進地である遠軽町を視察しました。

これらの調査結果は、第4回定例会と第5回臨時会で報告されましたので、内容をお知らせいたします。

認定子ども園から小学校へのギアチェンジがギクシャクしては、地域上げての全人教育へ向けて車はなめらかに走らない。幼保小連携のためには、行政内部の組織機

構・役割の見直しや教員連携が大切であり、その根拠となる法令の検証や条例の整備も必要であろう。

行政評価とは、行政が実施する政策、施策や事務事業について、目的を明確にしながら成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することである。

行政自らが住民の視点に立って客観的に評価・検証を行い、その結果を次の企画立案に生かすことで政策の質的向上を図る行財政改革の一手法でもある。本町では、策定途上にある第7期総合計画の政策・施策体系を実現するため、各事務事業を行政評価の対象とし、予算の段階から効果的で効率的な行財政運営を図るため、行政評価システムが導入された。

しかし、事務事業洗い出し作業において重要度に応じて分類されたS・A・B・Cの基準は、担当所管内部での判断であり主観に左右される傾向が見受けられるので、客観性を担保するためなんらかの共通基準を設けるべきである。

幼保小連携、一元化には根拠が必要 行政評価システムは総合計画と連動を！

◇幼児教育と学校教育の一元化

長側（教育委員会）が示した「中頓別町認定子ども園と中頓別小学校との円滑な連携・接続に向けた取り組み方針」（案）は、学校教育と幼児教育・保育の連携の必要性、一体化を説いた国の指針がベースになっている。

少子化の時代にあつても子どもたちの個性や発達過程は多様性に満ちている。すべての子どもたちが安心して学校教育を迎えるため、地域の総合的な子育て力を高める施策が重要であり、とくに就学前の5歳児を学校教育のコースに上手に乗せるための具体的な行動が求められている。学校教育への違和感をなくすためには、人的なふれあいが最も確実であり、信頼関係も築きやすいので、入学前に小学校教諭等による模擬授業や子どもたちとの交流事業が頻繁に行われることが望ましい。

◇行政評価システム

行政評価とは、行政が実施する政策、施策や事務事業について、目的を明確にしながら成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することである。

行政自らが住民の視点に立って客観的に評価・検証を行い、その結果を次の企画立案に生かすことで政策の質的向上を図る行財政改革の一手法でもある。本町では、策定途上にある第7期総合計画の政策・施策体系を実現するため、各事務事業を行政評価の対象とし、予算の段階から効果的で効率的な行財政運営を図るため、行政評価システムが導入された。

議会を傍聴しましょう

議会は、町民の暮らしに直結する税や福祉などの身近な問題を議論する大切な「しゃべり場」です。議会では、議会だよりで必要な情報の提供に努めていますが、町政の動きを定例会や各種委員会を実際に傍聴し、自らの目と耳で知ることが大切です。

次の定例会は、3月に招集されます。日程は、議会だより臨時号などでお知らせします。多くの町民のみなさまの傍聴をお待ち申しあげております。

総合計画に議会も積極的に関与 総合計画の策定等に関する条例とは

本条例は、法律上策定義務のなくなった総合計画について、自治基本条例の規定では不十分な部分を補うとともに、町民の視点に立って、議会が総合計画の策定とその後の進行管理等に積極的にかかわることで議決権の拡大をめざすものです。議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会での調査を経て、第7期総合計画の策定の根拠条例として提案され、全会一致で成立しました。

中頓別町総合計画の策定等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定と地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決又は議会へ報告すべき事件等を定めることにより、総合計画への町民意思の反映及び公正で透明性の高い行政執行に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において「総合計画」とは、総合的かつ計画的に町政を推進するとともに、豊かで住みよいまちづくりを実現するために策定する政策の最上位計画をいい、その策定に当たっては、町の目指す将来の姿を明らかにするとともに、地域資源を最大限活用したものでなければならない。

2 この条例において「実施計画」とは、前項に掲げる計画に基づき、町の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。

(議決すべき事件)

第3条 町長は、総合計画を策定し、主要事業(計画)の追加若しくは変更をし、又は計画期間中に廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(議会への報告)

第4条 町長は、総合計画を策定し、追加し、又は変更しようとするときは、その立案過程とともに、中頓別町自治基本条例(平成23年中頓別町条例第2号)第19条第2項の要件が満たされているか、議会に報告しなければならない。

2 町長は、毎年度、総合計画に係る実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告するとともに、町民に公表しなければならない。

3 町長は、実施計画を策定し、追加し、変更し、又は廃止したときは、これを議会に報告するとともに、町民に公表しなければならない。

(意見の申出)

第5条 議会は、次に掲げるときには、町長に対して意見を申し出ることができる。

(1) 社会経済情勢の変化その他特別の事情により、総合計画を追加し、変更し、又は廃止する必要があると認めるとき。

(2) 実施計画に定める事務事業を評価したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◇教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告」(以下、「点検評価報告」という。)は、改正地方教育行政法が、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、平成19年度分から議会に提出されている。

同法では、効果的な教育行政に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成

し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない、とされる。

また、点検評価報告を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされ、手法において有識者の外部評価により客観性を担保することが盛り込まれている。

これらは、地方教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感をもって責任を果たしていくことを具体化したものである。

教育委員会は、一般人(レイマン)である非常勤の委員で構成される教育委員の合議により、大所高所から

基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されている。

点検評価報告は、教育委員会が、その職務権限に基づく事務(同法第23条各号の事務)の反省点、問題点を把握し、改善していくためのツール(道具)としての意味合いを持っている。

よって、この報告書をすべての教育関係者に配布するとともに、学校運営等の改善に生かすよう教育委員会が主導的役割を果たすべきである。

なお、点検及び評価に関することは、教育の基本方針に関わることであり、教育長に委任することができないので、レイマンの代表である教育委員長が、その報告、説明の任に当たるべきであろう。

次の所管事務調査

いきいきふるさと常任委員会は、第1回(3月)定例会までに、次の事項の調査を行います。

①総合計画、②認定こども園の運営と学校教育との一元化、③ジオパーク、④天北厚生園の移転、⑤所管事務のうち緊急を要する事項

議決権の拡大・ジオパーク先進地（遠軽町）視察報告

白滝ジオパークは自然と文化の融合がテーマ

いきいきふるさと常任委員会では、所管事務のうち緊急を要する事項として、ジオパークの先進地における認定までの経緯と費用負担、認定後のまちづくりの取り組みと合わせて、議会による議決権の拡大について調査研究するため、7名の委員が、10月26日、遠軽町を視察。そのあらましと意見を報告します。



歓迎のあいさつを述べる前田遠軽町議会議長（右）

議決権の拡大について

現在の遠軽町は、平成17年10月に4町村（遠軽町、白滝村、丸瀬布町、生田原町）が合併して誕生した。

合併前は、議決権の拡大条例をどの町村も定めていなかったが、住民に対する説明責任と議決権の強化を求める声があり、地方自治法第96条第2項に基づき、総務常任委員会委員長発議で、平成21年3月23日、条例第17号として「遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例」（以下、「条例」という。）を制定した。

その背景には、開かれた議会、行政の実現のため、町民への説明責任を果たすことがある。

条例案は、他の自治体の条例を参考にしながら約一年間協議。都市計画、福祉計画等は入れず、最終的に6項目（旧地方自治法第2条第4項の規定による実施計画を

除く総合計画の基本構想及び計画、町木・町花、町民憲章の制定・改廃、町章、姉妹都市・友好都市の提携、自主財政計画に関すること）になった。

地方分権推進計画により、基本構想の策定義務が廃止されたことにより、9月の定例会で条例第2条第1号を改正し、「遠軽町まちづくり自治基本条例（平成19年遠軽町条例第9号）第26条に規定する総合計画の策定に関すること」とした。（地方自治法第2条4項引用の削除。）

【参考】

「遠軽町まちづくり自治基本条例」（平成19年遠軽町条例第9号）

（総合計画の策定）

第26条 町長は、将来のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を

策定しなければならない。

2 町長は、総合計画を策定するにあたっては、町民の意見が反映されるよう努めなければならない。

なお、遠軽町では、財政との関わりや首長の交代、10年後実施できるか実現性の問題を考慮し、実施計画を議決事項からはずしている。

町村合併後、新遠軽町は、合併により過疎地域となり、過疎債が使えるようになり、交付税もスムーズにきている。

合併特例債は、200億円の枠があるが使っていない。ただし、合併特例債を基金に代え20億円を積んでいる。

議員選挙では選挙区を設けず、定数18人のうち、丸瀬布2人、白滝1人、生田原2人、13人は旧遠軽町から選ばれている。

遠軽町議会議長は、合併して6年が過ぎ町内に不協和音はないと断言された。

庁舎は、総合支所方式で職員数は現在285人。合併前は330人。「合併は職員の合理化」との説明に自治体統合の行く末を垣間見た思いがした。



↑遠軽町のランドマーク・展望岩（アイヌ語で見晴らしのよい場所を意味する「イエンガルシ」）が町名の由来。

↓白滝ジオ・サイト（現場）の一つ天狗平からの眺望。



ジオパーク認定事業について
 「白滝ジオパーク」（平成22年度認定）は、遠軽町行政区域全域（白滝・丸瀬布・遠軽・生田原の四地域）が対象エリアとなっている。

堀嶋英俊係長（総務部ジオパーク推進課）らの案内により、遠軽町のランドマーク（象徴）となっている「瞰望岩」（がんぼういわ）と旧白滝村にある「天狗平」（いづれもジオサイト）及び「埋蔵文

化財センター」を視察した。

旧白滝村に点在するジオサイトのうち、天狗平は、更新紀（約180万年～1万年前）の中頃に形成されたと考えられる。

天狗平の基盤は、白滝層と呼ばれる火砕流堆積物で、いまから約230万年前に天狗岳（1553m）を中心とした火山の噴火によって流出したものである。

悪天候のため、最大の見所である赤石山をはじめとする黒曜石の

大露頭群を視察することはできなかったが、7月にオープンした「埋蔵文化財センター」（旧白滝村役場2階）の展示物により、この地域が約2万年前の「石器工場」であったことが十分に実感できた。

割っただけで鋭い刃物になる黒曜石は、狩猟採取で暮らしを立てていた古代人にとってなくてはならない生活用具で、狩に使用するヤリやナイフなど、実に様々な形に加工され使われていたことが誰

にでも理解できる施設であった。

町村合併で空いた旧庁舎（議場等）を埋蔵文化財の展示収蔵拠点とする発想は、単に公共施設の空きスペースを埋めるという短絡的なものではなく、昭和2年から地元郷土史家・遠間栄治氏が白滝村で石器を収集し始めて以来、長年にわたる数多くの学術的調査によって出土した考古学的成果の蓄積を保全し、さらに学術的価値を高めるための活動拠点とする構想が先にあつたからである。

埋蔵文化財センターの4名の職員のうち、2名が学芸員資格を有し、専門課である総務部ジオパーク推進課においても3名のうち、1名が学芸員資格を有しているのは、ジオパークの認定と認定後のジオサイトの保全と活用が専門職中心の人的資源が核とならなければ実現できないことを物語っている。

現在、旧庁舎1階部分に整備途中の「ジオミュージアム」（今春オープン予定）が、地質・地学を中心とする学術・交流機能の拠点となることから、行政の一員である専門職（学芸員）に今後のジオツアーの主体となるNPO法人が



旧白滝村庁舎を利活用・埋蔵文化財センター

加わり、施設及び人的資源の両面から、考古学と地質・地学の融合が一層進むことになる。

これほどの専門職、人的資源を抱えながら、白滝地域は、初回申請となった第6回日本ジオパーク委員会の審査（平成21年度）で選外となっている。

後発の本町としては、不認定の理由を知らなければならぬ。



マンモスの牙と巨大な黒曜石の塊。旧石器人の狩と暮らしには、黒曜石の石器が欠かせなかった。白滝黒曜石の痕跡は、遠くサハラにまで達している。黒曜石は、マグマが地表近くで冷えて固まった火成岩の一種。ガラスの成分と同じケイ酸が多く、生成条件の違いからか、赤や茶の黒曜石もある。

初回審査の結果報告では、改善点として、『黒曜石のことだけでなく、当時の気候、地形、生態系など遺跡周辺の地層から読み取れるストーリーを加えて、ジオと人間の橋渡しとなるストーリーを加えて欲しい』と、地質の要素が薄いことをいの一番に指摘されている。

この指摘を受けて、翌年再提出された申請書に対し、JGC（日本ジオパーク委員会）は、次のような総評を与え認定した。

『本地域では、遠軽町の行政、NPO、住民と協力研究者が団結

した見事なチームワークをもって推進協議会の運営を進めている。昨年度指摘されたジオのストーリーは、研究者による密度の高い調査によって充実した。すなわち黒曜石や幌加湧別カルデラの噴出年代などがより明らかになり、改善された。また、日高山脈や石狩山地の成立過程の中でカルデラの形成と黒曜岩質溶岩の成因が説明され、旧石器時代にこの黒曜石を利用した文化へとつながる壮大なストーリーが組み上がっている。一方、この旧石器時代の人間活動や、当時すなわち最終氷期の古環境の

説明はまだ不十分である。地域の教育機関と連携した教育活動は始まっている。ジオツアーの実施は現在のところ、行政が主催あるいは受け入れるものに留まっているが、NPO法人白滝ジオパークサポートセンターが立ち上がっており、今後の充実が期待される。ただし、ジオサイトの保全には課題が残る。また、白滝地区以外の地区（遠軽、生田原、丸瀬布）のジオサイトの整備はこれからである。なお、ジオパークの名称については、JGCとしては、『黒曜石』を外した方がよいという意見で一致した。』（原文のまま）

白滝ジオパークは、「自然と文化の融合」を一貫したテーマとしている。

ジオサイトとして約1億年前の太古のプレート運動の時代から黒曜石が生成された約220万年前の地質構造までを解き明かし、さらに、約2万年前に現れた旧石器人の生活の跡までをたどる壮大なストーリーを、発掘等を通じた学術的な裏づけを経て描き出している。



総務部ジオパーク推進課の職員から説明を聴く。
学芸員資格を持つ専門職員がジオパーク構想を牽引。



世界最大級の槍先【尖頭器（せんとうき）】

上白滝8遺跡出土 長さ36.2cm・幅10.9cm・
厚さ3.6cm（国指定重要文化財）

淡い照明で黒曜石が浮かび上がる光と影の展示。

「黒いガラス」とも呼ばれる黒曜石の輝きは一万年の
時を経ても変わらない。漆塗りを思わせる重厚な
光沢を放つ。

白滝ジオパークの平成20年度から22年度の認定に至るまでの事業費及び財源を取り上げておきたい。普及啓発事業、学術調査・教育事業、情報発信（ホームページ運営等）事業、ジオツアー事業、申請調査事業などにかかる3カ年度の事業費は3千3百95万円である。財源内訳は、道からの地域再生チャレンジ交付金3千2百68万円、残りは一般財源1百27万円である。これに23年度予算の事業費7百

3万円（財源はすべて一般財源）を加えた4カ年度の事業費の合計は4千98万円となる。一方、ジオパーク拠点施設整備、案内板・解説板等のジオパーク見学環境整備事業などにかかる総額は、平成21年度及び23年度の3カ年度で1億8百61万円となり、財源内訳は、国土交通省の社会資本整備総合交付金2千7百87万円、起債・その他6千1百80万円、一般財源1千8百94万円である。

なお、行政によるジオパークの取り組みは、事実上、平成19年度から推進されており、平成22年度の認定まで約4年を要している。ハード面においては、今年7月にオープンした埋蔵文化財センターの事業費が1億9千2百23万円、現在整備途中のジオミュージアム（旧庁舎1階）に7千9百82万円の事業費が投じられ、両施設を合わせて「白滝ジオパークセンター」（仮称）となる予定である。

質疑の中では、日本ジオパーク委員会も当初認定基準が定まらず、ご祝儀的認定があったことがうかがえた。

しっかりと取り組みができているところを認定することに加え、地元の熱意も評価の対象となり、今後の伸び代（発展性）も評価されるとの情報は、実際に認定を受けた地域しか語れないものである。また、認定の重要なポイントは、考古学的見地ではなく、あくまで地質であり、北海道誕生のかかわりから説明できる専門家（学者）のバックアップが必要となる。

初回の申請では、どうやって北海道ができたか、220万年前以前の地質の説明が足りず、その後の調査活動でストーリーが補完され認定に至ったという経過は、JGC審査結果報告に詳しい。申請時の名称から黒曜石をはずして、「白滝ジオパーク」となったのも審査が広域的な地質にかかるストーリーを重視したからにはかならない。

認定ストーリーのハード面には、埋蔵文化財センターだけでなく、今春オープン予定のジオミュージ



アムもすでに組み込まれており、初期構想の確かさがうかがえた。

認定の再審査は4年毎にあり、平成20年度から認定がはじまったので、来年度から指導がはじまる。認定を取り消すのは希と考えられるが、世界ジオパーク委員会の審査はきびしく、再認定されないと



説明に漫画を多用。誰にでもわかる展示で町民・来客への理解が広がる。←

ころがでてきており、常に見直しと進化を求められる事業である。

観光地でないところは、看板をつくらなければ認定されない場合がある。認定前にジオパークは名乗れないため、認定後、看板を作り直す必要も生じる。

白滝ジオパーク構想は、平成18

年春に国土交通省の副大臣を務めた方からのアドバイスがきっかけである。それまで、十勝石は当たり前にあるものだったが、専門家からすごいという話が出てくると地元の意識も変わり、最初にまちおこし団体が動いた。

認定後は、町民が関心をもってくれるようになり、地域の資源を活用したまちづくりの一環として受け止められている。

教育の一環として地元小学校で「石育」が始まっている。遠軽高校でもジオパークの研究活動が行われており、将来的には、修学旅行の誘致をめざしている。

黒曜石の加工品として、ネクタイピンや表札が作られてきたが、いまははやらない。加工に使う黒曜石は、過去に鉱区を持っていた業者の碎石のストックが膨大になり、そこから買っている。

目下の課題は、地元の受け皿作りのためガイドの養成やツアーの運営、地域活性化の方策、商品開

発、ジオパークブランドの開発、これらにどこまで行政がかかわるかである。

NPO法人がジオツアーを主催できるようになれば、町からの委託もありえる。

認定を受けても観光客が大幅に増えたわけではなく、ジオパーク自体の知名度が上がらなければ解決できない問題である。

ジオツアーでは、現地サイトを巡るに当り、国有林に立ち入るので事前の許可が必要であるが、使用料はかからない。林道を使うにあたり、道端の黒曜石も持ち帰ることができず保全が原則となる。

世界ジオパークの糸魚川では、特産のヒスイの販売はすでにできなくなっている。

白滝地区は、火山地帯だったため、木の葉の化石は出るものの、中頓別町で発掘される海中生物アモンナイト化石は出土しない。

この話に及んだとき、うらやましいとのコメントをいただいたのが印象的であった。



↑センター内の体験学習スペース。地元小学校では、「石育」が始まっている。

↓黒曜石の破片を敷き詰めた回廊を歩けば220万年前の過去から現代へ続く遠大なストーリーを感じる。



調査意見

半日足らずの視察調査であったが、十勝石（道内での俗称）と呼ばれる黒曜石のわが国最大の産地である白滝地区は、まさに太古の火山活動の息吹、ジオ（地質）の聖地と感じた。

遙かなる大陸移動の時代まで遡り、人類の歴史と結びつける壮大なストーリーを身近に感じさせる埋蔵文化財センターの展示は非常に優れていたばかりか、学芸員資格を持つ職員からの説明も精緻かつ明瞭であり、わずかな滞在時間でもビジター（来客）を満足させ

る高い質感が漂っていた。

一万年たっても輝きを失わない黒いガラス・黒曜石は、展示手法の素晴らしさもあり、第一級の芸術品のようにであった。

旧石器時代の人々の生活が時空を超えて伝わってくるリアリティ感は、長年の地道な学術調査の蓄積によって醸し出されたものにはかない。白滝ジオパークは、すでに世界に通用する価値を内在しているのではあるまいか。

旧白滝村には、古くから旧石器時代の遺跡があることが知られ、教育委員会に学芸員を配置し考古

学的調査を続けてきた歴史がセンターの設置に結びついたことは疑いないが、合併後の新町の中心部から最も遠い同地区の衰退を憂慮した政治判断もその一因であろう。

遠軽町では、平成20年度から専門課として、「総務部ジオパーク推進課」を設置し、構想を軌道に乗せたが、職員からの聞き取りから、JGC（日本ジオパーク委員会）の現地審査などに対応できる地質分野の専門家（外部の知見も可）がいなければ、認定のハードルは極めて高いと感じた。

仮に、認定を受けたとしても、その後のジオツアーや学術交流を支える専門的人材が必要で、本町の現状では、民間、行政、NPO、いずれの組織分野においても人材不足と言わざるを得ない。

黒曜石と同じ太古のロマンを、中頓別鍾乳洞を中心とした地層・地質群で伝えることができるのか、認定に向けたストーリーを描くためには、人材確保、財源対策とともに、緻密な学術的調査の積み上げも不可欠であろう。

遠軽町の取り組みがそうであったように、ジオパークへの道のりは、一朝一夕にはいかない。

ジオパークの道を選択しなくとも、豊かな自然環境を保全し、いまある施設の有効活用で観光振興を図ることも可能である。

はたして、ジオパーク推進の機は熟しているのか、なんのために認定をめざすのか、深い洞察が必要である。

太古の海底から中頓別町が誕生した大地の記憶を再生する事業の行方は、岐路に立たされていると感じる。

議会の動き

23年10月

- 24日 議会運営委員会
26日 いきいきふるさと常任委員会
(遠軽町視察)

11月

- 7日 いきいきふるさと常任委員会
13日 衆議院議員松木けんこう
「2011国政の集い」(稚内市)
15日 松木謙公衆議院議員及び武部
勤衆議院議員との意見交換会
(東京都)
16日 宗谷町村議会議長会臨時総会
・第55回町村議会議長全国大
会・第36回豪雪地帯町村議
会議長全国大会(東京都)
22日 議会運営委員会
28日 第5回臨時会
いきいきふるさと常任委員会

12月

- 8日 議会運営委員会
11日 平成23年度自由民主党移動政
調会(稚内市)
12日 議会広報編集特別委員会
いきいきふるさと常任委員会
18日～19日
第4回定例会

24年1月

- 8日 平成24年成人式
12日 議会広報編集特別委員会
17日 第1回臨時会
17日～18日
宗谷町村議会議長会定期総会
並びに意見交換会(稚内市)
20日 いきいきふるさと常任委員会



奇跡のむらじゅくりを熱く語りかける辻さん

奇跡のむらの物語に5議員聴き入る

1月11日夜、役場で「奇跡のむらの物語」と題した講演会が開かれ5議員が参加。講師は、長野県泰阜(やすおか)村でNPOグリーンウッド自然体験教育センターの代表理事を務める辻英之さん。

泰阜村の人口は本町と同じ1900人。国道なし、コンビニなし、信号機なしという典型的な過疎の村です。

何もない村で、25年前に、「ヨソモノ」である辻さんたちは、小学生を対象にした一年間の「山村留学制度」をはじめました。「暮らし」の中に「学び」の原点があると考え、農山村の風土が創り出す独自の文化に潜在的な教育力を見出したからです。

子どもたちの体験活動の中に地域の生活の知恵を取り入れつつ、働くこと、遊ぶこと、食べることを通して助け合いや自立性について学び合うことを重視。地域のお年寄りなどその地域を生き抜いてきた人々に協力を仰ぎながら、農作業や火の扱い、山で暮らすルール、話し合いによる課題解決(寄り合い)など様々な知恵を子どもたちに伝えていきます。この理念を実践する教育活動が、長期山村留学事業の「暮らしの学校だいだらぼっち」と長期休暇を活用した自然体験教育事業「信州こども山賊キャンプ」。夏の山賊キャンプには、全国から千人を超える子どもと350人もボランティアが集まるそうです。

限界集落での「教育」を中心にすえた地域再生の物語は、本町にも通じる場所があります。かつて、小頓別小中学校で実施していた山村留学の里親を経験した星川議員は、「何もないように見えるが、田舎には、子どもたちが遊ぶ時間と空間がいっぱいある。ゲームやインターネットの仮想現実ではない濃い人間関係が築ける。市街地にある空き家を活用して、山村留学を復活させるときではないか」と提言。泰阜村の奇跡が、なぜ中頓別町で起きないのか、両町村の違いはなにか、考えさせられる講演でした。

議員だよりは、都合によりお休みします。

編集後記

皆さま、お健やかに新年をお迎えのことと存じます。

今年こそは、中頓別町も、日本の国全体も希望の持てる明るい年になってほしいと誰もが思っていることですが、現実はどうでしょうか。

首相が国民の声を無視してTPP参加を表明し、消費税10%を明言し、年金額を来年度から段階的に2・5%引き下げる法案を通常国会に提出しようとしています。

まさに国民にとっては、ふんだりけつたり。夢も希望もなくなくなってしまいます。

例外なき関税撤廃を大原則とするTPPで、すべての産業、業種で規制緩和が行われれば、医療も食の安全も、建設業や中小事業者も大きな打撃を受けます。

12月定例会では、環太平洋連携協定に反対する意見書を全会一致で可決しました。

4月から新たな第7期総合計画の下、町政は進んでいきます。

今年も議会だよりをご愛読くださいますようよろしくお願い致します。

議会広報編集特別委員会(本)